

令和 2 年度 革新的先端研究開発支援事業 (AMED-CREST, PRIME) 公募に関する Q&A

本公募の Q&A については、以下のウェブサイトも参照してください。特に問い合わせが多い内容については、随時更新していく予定としています。

URL: https://www.amed.go.jp/koubo/04/02/0402B_00038.html

なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の運用、所属研究機関・研究者の登録および e-Rad の操作等に関しては、以下のウェブサイトを参照してください。

URL: <https://www.e-rad.go.jp/>

1 . AMED-CREST、PRIME に共通する事項

①申請者の要件について

- Q. 非常勤の職員(客員研究員等)でも申請は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも申請は可能ですか。
- A. 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとることができ、かつ、AMED が研究機関と委託研究開発契約を締結することができる場合は可能です。国の施設等機関等(国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。)である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります。

②所属機関の承認について

- Q. 申請の際に、所属機関の承認は必要ですか。
- A. 必要です。革新的先端研究開発支援事業では、平成 29 年度の公募より、e-Rad での申請において、機関承認のプロセスが追加されていますので注意してください。なお、採択された場合には、研究開発代表者が研究開発を実施する研究機関と AMED との間で、委託研究開発契約を締結することになります。また、AMED-CREST の場合、研究開発分担者が所属する分担機関においては、代表機関と分担機関で再委託研究開発契約を締結し、研究開発を実施することとなります。e-Rad での申請時に分担機関においても機関承認を得ていることを確認したうえで、代表機関が機関承認を行うようにしてください。所属の研究機関へ、その旨確認してください。
- ただし、国の施設等機関等(国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。)である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります
- 再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに AMED の求めに応じて監査などに応じることを条件とします。

③ JST 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）への同時申請の可否について

- Q. JST の CREST、さきがけまたは ACT-X と、本公募要領に記載の AMED-CREST または PRIME に同時に申請することはできますか。
- A. 令和 2 年度に公募を行う AMED-CREST、PRIME、CREST、さきがけ、ACT-X のすべての研究開発領域及び研究領域の中から、**提案者として 1 件のみ応募できます。**
詳細は公募要領「II.応募に関する諸条件など(p.5)」を参照ください。

④ JST 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）の課題を実施中の場合について

- Q. JST の CREST やさきがけで採択されていますが、AMED-CREST や PRIME に申請できますか。
- A. 採択されている研究課題の立場により異なりますので、詳細は公募要領「II.応募に関する諸条件など(p.5)」を参照ください。

⑤ 日本国外の研究機関に所属している場合の申請と日本国内の研究実施場所の確保について

- Q. 現在、日本国外の研究機関に所属していますが、申請はできますか。
- A. PRIME の場合、条件として、研究開発開始予定日(令和 2 年 10 月 1 日)までに、日本国内の研究機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能であれば、申請することは可能です。AMED-CREST の場合、日本国内の研究機関への所属が内定しており、当該研究機関の承認が得られる場合のみ、申請可能です。「⑩e-Rad での申請について」の Q&A も参照してください。

⑥ 人事異動に伴う研究開発の継続について

- Q. 研究開発実施中に、研究開発代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合、研究を継続できますか。
- A. 異動をされる場合に、当該研究開発が支障なく継続できるのであれば、研究を継続することが可能です。ただし、異動に伴って、研究開発代表者を交替することはできません。

⑦ 所属機関の変更に伴う設備等の移管について

- Q. 研究開発実施中に、移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を移籍先の研究機関に移管することはできますか。
- A. 委託研究開発費(直接経費)により取得した設備等についても、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移管することとなっています。

⑧ 研究開発費の用途について

- Q. プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは、可能ですか。
- A. 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提となります。

⑨ 申請書類について

- Q. 指定と異なる提案書様式を使って申請することは可能ですか。
- A. 申請に当たっては、必ず研究開発領域・研究タイプごとに指定された本公募用の提案書様式を使ってください。過去年度の様式など指定と異なる提案書様式を使った場合には、不受理となることがあります。詳細は公募要領「IV. 2. (1) 提案書類の様式」を参照してください。

- Q. 研究開発提案書表紙の「分野」、「分科」、「細目」、「細目表キーワード」にはどのような内容を記載するのですか。
- A. 本公募では、研究開発提案書表紙の「分野」、「分科」、「細目」、「細目表キーワード」欄は記載不要です。
- Q. 研究開発提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で見ることが出来ますか。
- A. 評価者は、カラーの状態で見ることが出来ます。ただし、PDF の状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使うなどの配慮をお願いします。
- Q. 研究開発提案書中の青字や黒字の注意書き、緑色のふきだしは削除しても良いですか。
- A. 青字部分は記載例、緑色のふきだしは補足説明ですので削除してください。ただし、黒字の注意書きは削除しないでください。
- Q. 申請書類の受付期間後に異動する予定がありますが、申請書中の所属や担当者の情報はどのように記載すれば良いですか。
- A. 申請書には申請時点(現所属)の情報を記載し、その事情を提案書様式(AMED-CREST: FormE2 の Annex E5、PRIME:様式 P1 の別紙 P4)「照会先・その他特記事項」に必要な応じて記載してください。e-Rad での機関承認操作は現所属機関で行ってください。なお、異動先の所属機関からはあらかじめ承諾を得ておいてください。
- Q. 研究開発提案書の研究者番号とは何ですか。
- A. e-Rad(府省共通研究開発管理システム <https://www.e-rad.go.jp/>)へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を指します。研究者情報の登録については、公募要領「III. 2. (3)提案書類の提出」を参照してください。
- Q. 現在、日本国外の研究機関に所属しており、研究者番号を持っていません。どうしたらよいでしょうか。
- A. e-Rad 所定の研究者登録申請書、本人確認用証明書のコピーなどを直接 e-Rad のシステム運用担当に郵送し、ご本人による研究者の登録申請を行ってください。詳しくは e-Rad ポータルサイトより「研究者向けページ」にある「システム利用に当たっての事前準備」の「研究機関に所属していない研究者」の項目を参照してください。なお、日本国外の研究機関に所属している方は e-Rad では申請ができませんので、受付期間終了 2 週間前までに AMED 担当者(kenkyuk-kobo“AT”amed.go.jp)まで連絡してください(“AT”の部分を変えてください)。

⑩e-Rad での申請について

- Q. e-Rad での申請後、申請書類を修正することは可能ですか。
- A. 申請書類の提出後、申請書類を修正する場合には、申請書類の受付期間内であれば e-Rad の「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。なお、受付締め切り当日は「引戻し」操作を行わないでください。申請書類の受付期間終了後は、提出された書類の差し替え等には一切応じられません。詳しくは公募要領「III. 2. (3)提案書類の提出」を参照してください。
- Q. e-Rad で申請する際、全ての申請書類を PDF にする必要はありますか。
- A. AMED-CREST に申請する場合は、「研究開発代表者、研究開発分担者リスト」については Excel 形式にて提出してください。それ以外の申請書類は PDF 形式に変換して提出してください。
また、PRIME に申請する場合は全ての申請書類を PDF 形式に変換して提出してください。

詳しくは公募要領「IV. 2. 提案書類の様式及び作成上の注意」を参照してください。

- Q. e-Rad に登録されている所属が実際の所属(現所属)と異なっています。問題なく申請することは可能ですか。
- A. ご所属が旧所属のままとなっているなど実際の所属と異なっている場合、申請情報は旧所属の e-Rad 事務担当者に届くため、機関承認操作が行われずに申請が完了していないことがあります。**この場合、AMED ではいかなる理由でも申請を受理しません。**旧所属および現所属の事務担当者に連絡し、所属の情報の修正を依頼してください。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照してください。
- Q. 現在、研究機関に所属していませんが、e-Rad で申請することは可能ですか。
- A. e-Rad で申請することはできません。この場合、AMED にて代理登録の操作をする必要がありますので、**受付期間終了 2 週間前までに必ず AMED 担当者 ([kenkyuk-kobo“AT”amed.go.jp](mailto:kenkyuk-kobo@amed.go.jp))**まで連絡してください(“AT”の部分を実アドレスに変えてください)。
なお、e-Rad での所属情報が旧所属のままとなっている場合などで、申請が完了していない事例が発生しています。この場合、**AMED ではいかなる理由でも申請を受理しませんので注意**してください。
- Q. 現在、日本国外の研究機関に所属していますが、e-Rad で申請することは可能ですか。
- A. e-Rad で申請することはできません。この場合、AMED にて代理登録の操作をする必要がありますので、**受付期間終了 2 週間前までに必ず AMED 担当者 ([kenkyuk-kobo“AT”amed.go.jp](mailto:kenkyuk-kobo@amed.go.jp))**まで連絡してください(“AT”の部分を実アドレスに変えてください)。
なお、e-Rad での所属情報が旧所属等、国内の研究機関となっている場合などで、申請が完了していない事例が発生しています。この場合、**AMED ではいかなる理由でも申請を受理しませんので注意**してください。

⑪面接選考会に代理の者が対応することの可否について

- Q. 面接選考会の日に申請者の都合がつかない場合、代理の者に面接選考を受けさせることは可能ですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。
- A. 面接選考時に申請者の代理の方が対応されることは、お断りしています。面接選考の日程は、多くの評価委員の日程を調整した結果決定されていますので、再調整をすることはできません。公募要領「III. 2. (4) スケジュール等」に記載の面接選考日時をご確認いただくと共に、各研究開発領域の面接選考の実施日程については、公募ウェブサイト(https://www.amed.go.jp/koubo/04/02/0402B_00038.html)でお知らせしますので、そちらを確認してください。

⑫PS、PO の役割について

- Q. 本事業のプログラムスーパーバイザー(PS)、プログラムオフィサー(PO)は、どのような役割を果たすのですか。
- A. 本事業においては、研究開発総括がプログラムスーパーバイザー(PS)、研究開発副総括がプログラムオフィサー(PO)となります。研究開発総括・研究開発副総括は、研究開発領域の運営方針の策定、研究開発課題の選考、研究開発計画(研究開発費、研究ユニット編成を含む)の調整・承認に加え、研究実施場所の訪問等による研究開発代表者との意見交換・研究への助言・指導、研究開発課題の評価、その他必要な手段によって、研究開発領域を運営します。

⑬ 研究開発総括・研究開発副総括との利害関係について

- Q. 研究開発総括や研究開発副総括と利害関係にある研究者でも申請できますか。
- A. 申請可能です。平成 29 年度まで設けていた研究開発総括や研究開発副総括との利害関係による申請者の資格制限については、平成 30 年度の公募から設けないこととしました。
- Q. 研究開発総括や研究開発副総括は利害関係にある研究者による申請の審査にも加わりませんか。
- A. 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、課題評価委員(研究開発総括、研究開発副総括、アドバイザー等)で構成する課題評価委員会にて評価を行います。課題評価委員会では、公正で透明な評価を行う観点から、AMED の規定に基づいて評価委員の利益相反マネジメントを行い、利害関係にある評価委員は原則として当該課題の評価に携わることはありません。詳細は公募要領「III. 3. 提案書類の審査の実施方法」を参照してください。

⑭ 昨年度の申請状況について

- Q. 昨年度の採択課題や申請状況について教えてください。
- A. 昨年度の AMED-CREST、PRIME の採択課題、申請状況は、以下のウェブサイトをご確認ください。
- https://www.amed.go.jp/koubo/04/02/0402C_00018.html

⑮ 研究開発実施中のライフイベントへの対応について

- Q. 研究開発の実施中に生じたライフイベント(出産、育児、介護)による研究開発の中断・再開は、可能ですか。
- A. 研究開発代表者にライフイベントが発生した場合、研究開発総括・研究開発副総括と相談の上、一定の期間まで研究開発を中断し、再開することができます。中断することができる期間は、ライフイベントごとに定まっています。また、この場合、中断による影響を考慮し、研究開発費用も含めた研究開発計画の見直しを行います。

2. AMED-CREST に関する事項

①研究ユニットの編成について

- Q. 複数の研究機関が、1つのグループに入っても問題ありませんか。必ず研究機関ごとにグループを分ける必要がありますか。
- A. 同じ研究開発実施項目を複数の組織(研究室、部局、研究機関等)で取り組む必要があれば、これらが1つのグループに入っても構いません。ただし、個別に経費執行する必要がある場合は、AMED との委託研究開発契約を締結する代表機関と代表機関からの再委託となる分担機関としてグループを分ける必要があります。詳細は、採択後に相談してください。
- Q. AMED-CREST に研究開発代表者のみ(研究開発分担者なし)で、応募することは可能でしょうか。
- A. 研究開発構想を実現する上で問題ないのであれば、可能です。
- Q. 日本国外の研究者を、研究開発分担者として研究ユニットに含めることはできますか。
- A. 当該研究者の参画が研究開発構想を実現する上で必要不可欠であること、代表機関との再委託契約が可能であること、知的財産を代表機関へ譲渡することなど、所要の条件を満たす場合には可能です。公募要領「II. 2. 研究開発体制の要件」に記載の条件を確認してください。
- Q. 「日本国外の機関でなければ研究開発の実施が困難である」という判断基準とは、どのようなものですか。
- A. 日本国外での実施を必要とする基準としては、以下のような場合が想定されます。
- ・必要な設備が日本になく、日本国外の機関にしか設置されていない。
 - ・日本国外でしか実施できないフィールド調査が必要である。
 - ・研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

②研究開発実施体制・予算配分について

- Q. 研究開発実施体制の研究開発分担者グループの編成および研究開発分担者グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。
- A. 提案されている研究開発構想の実施体制において、研究開発代表者が担う役割が中心的不是で、研究開発の多くの部分を請負業務で外部へ委託する、研究開発構想における研究開発分担者グループの役割・位置づけが不明である、研究開発分担者グループの役割・位置づけを勘案することなく研究開発費が均等割にされている予算計画である、等が考えられます。
- Q. 研究開発提案書に記載した研究開発実施体制および予算総額を、面接時に変更することはできますか。
- A. 研究開発提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう申請時に慎重に検討してください。なお、採択時に研究開発総括からの指示により変更を依頼することはあります。
- Q. 研究の進捗に伴って研究に参画する研究開発分担者にも、研究開発期間の最初から資金を配分する必要はありますか。
- A. 研究開発期間の途中から参画する研究開発分担者には、研究に加わらない期間に研究費を配分することは出来ません。申請時には、研究計画全体に関して、研究開発構想の実現に必

要な体制が整っているかについても審査されますので、途中から参画予定の研究開発分担者についても提案書中に記載してください。

③研究開発費について

- Q. 研究開発提案書に、積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要がありますか。
- A. 提案書に研究開発費の積算根拠を記載する必要はありませんが、費目毎の研究開発費の計画、研究開発グループ毎の研究開発費計画を研究開発提案書に記載してください。また、面接選考の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途お願いする予定です。
- Q. 採択後、ユニット(研究開発課題)内での研究開発費の配分は、どのように決めるのですか。
- A. ユニット内での研究開発費の配分は、採択直後に策定する全体研究開発計画書、および毎年度策定する研究開発計画書によって決定します。研究開発計画については、公募要領「VI. 1. 課題管理」を参照してください。

④委託研究開発契約について

- Q. 研究開発分担者が所属する研究機関の委託研究開発契約は、研究開発代表者の所属機関を介した「再委託」の形式となるのですか。
- A. その通りです。本事業では、平成 29 年度の採択課題から、分担機関における研究開発は代表機関からの「再委託」の形式で実施することになります。したがって、AMED は代表機関とのみ委託研究開発契約を締結し、分担機関は代表機関と再委託研究開発契約を締結することとなります。再委託の形式であっても、研究開発における責務が十分に果たされるよう対応をお願いします。再委託に関する詳細は、AMED のホームページにある委託研究開発契約事務処理説明書等を確認してください。

⑤重複申請について

- Q. AMED-CREST において、「研究開発代表者」として申請し、かつ他の研究開発提案に「研究開発分担者」として参加することは可能ですか。
- A. 提案は可能ですが、それらの提案が採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。詳しくは公募要領「II. 3. 事業内における重複応募の制限」を参照してください。

⑥海外研究機関所属の研究者（国際レビューア）による査読について

- Q. 国際レビューアとはどのような人ですか。
- A. 国際レビューアは、対象研究開発領域を構成する研究分野に深い見識を有する、海外研究機関に所属する研究者の方々です。
- Q. なぜ審査に国際レビューアが加わるのですか。
- A. AMED では、課題評価の質の一層の向上を図るとともに、研究開発環境の国際化に貢献するため、国際レビューアを課題事前評価の過程に加えることとしました。このため、本事業においても、平成 30 年度から AMED-CREST の課題評価に国際レビューアを加えております。
- Q. 面接選考(ヒアリング)も英語で行われますか。
- A. ヒアリングは原則日本語で行います。なお、日本語での実施が困難な場合には、英語でのヒアリングも可能です。

Q. 申請書類は日本語で提出することは可能ですか。

A. 提出していただく申請書類の項目のうち、「1 Research objectives、2 Research plan and research methods、3 Research achievements (Form E1)」、および「Summary of Proposal (Appendix E2)」については英語での提出をお願いします。これらの項目を日本語で記載していた場合、その申請は受理できませんので注意してください。

Q. 「安全保障貿易に係るチェックシート(Appendix E2)」はなぜ提出が必要なのですか。

A. 審査の過程に国際レビューアを加えることに伴い、安全保障貿易管理上必要な措置を取る必要があるためです。

Q. 「安全保障貿易管理に係るチェックシート(Appendix E2)」はどのように使われますか。

A. 本様式の内容は安全保障貿易管理上必要な目的のみに使用し、審査には一切影響しません。詳細は公募要領「II. 5. (4) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)」および「IV. 2. (1) 提案書類の様式」を参照してください。

Q. 安全保障貿易管理の規制等により、国際レビューアが査読しない場合がありますか。その場合、審査の公平性はどのように確保するのですか。

A. 安全保障貿易管理等の理由により、国際レビューアが査読に加わらない場合もあります。その場合でも、国際レビューアの有無で著しい不公平が生じないよう、評価委員会では国際レビューアによる評価やコメント等を精査した上で議論していただきます。

⑦研究開発の評価について

Q. 採択された研究開発の評価はどのように行われるのですか。

A. 研究開発課題の評価としては、原則として、

1) 研究開発開始 3 年後程度を目安として行われる中間評価

2) 研究開発期間終了直前に行われる事後評価

があります。詳しくは公募要領「VI. 2. 評価」を参照してください。

3 . PRIME に関する事項

①申請者の要件について

- Q. PRIME では、申請者(研究開発代表者)の年齢制限はありますか。
- A. 年齢制限は設けていませんが、若手研究者がこの制度により飛躍することを期待するものです。
- Q. PRIME に研究開発代表者として申請し、かつ、AMED-CREST の研究開発分担者もしくはCREST の主たる共同研究者として参加することは可能ですか。
- A. 状況により異なりますので、詳細は公募要領「II.応募に関する諸条件など」に記載の表1.もしくは表 2.を参照ください。
- Q. 日本学術振興会特別研究員は、PRIME に申請できますか。
- A. 申請時の身分については、規定しません。AMED 以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合、AMED 以外の機関の制度における PRIME との重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。

②研究開発費の記載について

- Q. 研究開発提案書に、研究開発費の積算根拠や年度毎の予算を記載する必要はありますか。
- A. 積算根拠は必要ありませんが、年度毎の予算は記載していただきます。また、面接選考の対象となった方には、別途、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料をご作成いただく予定です。

③研究開発参加者の記載について

- Q. 研究開発提案書の別紙 P2「研究開発実施体制」に、研究開発参加者を記載する必要はありますか。
- A. 実験補助者など研究開発代表者以外の研究開発参加者がいれば、申請時点で想定する範囲で記載してください。

④人件費について

- Q. 研究開発代表者の人件費を研究開発費から支払うことはできますか。あるいは、研究開発費とは別途に措置される場合がありますか。
- A. 公募要領「II. 1. 応募資格者」に記載のとおり、「応募者自らが日本国内の研究機関に所属し、原則として当該研究機関において研究開発を実施する体制をとること」が要件となっています。したがって、人件費は所属する研究機関にて措置されることが原則と考えていますが、所属機関での採用条件においてご自身が獲得した外部資金から人件費を措置することとなっている場合は、個別に相談してください。

⑤研究開発協力者について

- Q. 研究開発協力者を加えることは可能ですか。また、他機関の研究者も研究開発協力者に加えることは可能ですか。
- A. 申請課題の研究開発構想の実現に必要な不可欠な範囲で研究開発協力者の方を加えることは可能です。また、他機関の研究者の方も研究開発協力者に加えることは可能ですが、研究費を配分することはできません。

⑥国際レビューアについて

- Q. PRIME への申請課題には国際レビューアは審査に加わりますか。
- A. PRIME への申請課題については、国際レビューアは審査に加わりません。

〔参考〕各研究開発領域に関する事項（昨年の公募説明会での質疑応答より）

「健康・医療の向上に向けた早期ライフステージにおける生命現象の解明」研究開発領域

- Q. 「挑戦的」な研究提案とはどのようなレベルでしょうか。
- A. 評価者を論理的に説得できる提案であれば、論文として未発表な分野でも、本領域の提案課題に該当すると思います。
- Q. 研究開発目標の達成目標にある「理解」「技術」「制御」の各項目が、一つの研究提案に備えられているべきでしょうか。
- A. 提案内容次第です。全ての項目を達成することは困難な場合もあるので、一つの項目に関する研究提案でも問題ありません。
- Q. モデル生物を用いた研究提案も可能と考えられる一方で、この研究開発領域では、ヒト検体を利用した提案の方が有利なのでしょうか。
- A. 必ずしもヒト検体を使った解析が必須ではありません。しかし、将来的には、ヒト研究に役立つこと、シーズから芽が出て創薬や医療に繋がることが見込まれるものが望ましいと思います。提案の際には、ヒトへの臨床展開を目指すことを意識していただきたいと思います。
- Q. 本研究開発領域において、新たにコホートを作るような提案は、趣旨に沿っているでしょうか。
- A. 新たにコホートを立ち上げることや、既存コホートそのものの維持を目的とするような提案の採択は、本領域では考えていません。しかし、コホートデータを使って新たな研究を推進するような研究提案については、本領域の対象になると思います。
- Q. 研究開発領域全体の目標における出口と、個々の課題の出口についてはどのように考えたら良いでしょうか。
- A. 個々の研究の出口は様々であり、予定よりも早く課題解決できるものもあれば、成果が出るまで時間がかかってしまったりなど、計画通りに行かないこともあると思います。例えば、質の高い基礎研究を行いながら、その成果をAMED内外で推進している臨床研究に展開して行く方向もあります。出口を目指した展開があれば、積極的に次のフェーズにつなげていくようにしたいと考えています。
- Q. 環境要因を考慮した疾患の解明ということは目標に入っていますが、遺伝的な疾患の理解は含まれていないのでしょうか。
- A. そういった提案を排除するものではありません。遺伝的疾患でも環境要因が影響して発症したり、症状が変化したりする場合があります。それを含めて、疾患と環境要因の関係を明らかにしていくことが重要であると思います。

「生体組織の適応・修復機構の時空間的解析による生命現象の理解と医療技術シーズの創出」 研究開発領域

- Q. 研究分野の融合が重要視されていますが、PRIME では、将来的に研究開発領域内の他分野の研究者との連携を視野に入れた提案も可能ですか。
- A. 可能です。他分野の研究者の技術を取り込んで研究を発展させたい、といった提案も可能です。
- Q. 臓器間とそれぞれの臓器内の細胞間の相互作用の全てを解析し、研究期間内に成果を出すことは難しいと思いますが、どちらに重点をおいた提案がよいでしょうか。
- A. ケースバイケースです。単一の臓器であっても、修復の際に様々なところから来る細胞や因子を明らかにすれば、修復の過程が十分に明らかになると思いますので、はじめから、臓器間とそれぞれの臓器内の細胞間の全てを解析する必要はありません。
- Q. 動物モデルを用いた詳細な分子・細胞レベルでの後、ヒト組織での検証を含めた方がよいでしょうか。
- A. 提案の内容によりますので一概には答えられませんが、マウスを用いた解析であっても、新たな細胞や因子が明らかとなり、ヒトでの応用の方向性が見えているのであれば、十分価値のある研究になると考えます。
- Q. 研究対象は哺乳類に限られますか。また、技術開発を中心として、その材料としてモデル生物を使用する提案も可能ですか。
- A. 主に PRIME への提案として、魅力的な研究内容であればそのような提案についても歓迎します。
- Q. 文部科学省の研究開発目標の「具体的な研究例」に、「ゲノム編集技術、一細胞解析技術、オルガノイド技術等の活用」との記載がありますが、解明したいことは病態生理であり、そのためにこれらの技術が最適であれば活用するのであって、これらの技術ありきではないとの認識でよいでしょうか。
- A. その通りです。また、既知の技術であっても、新たな発見や新たな切り口によるものであれば提案可能です。
- Q. 細胞死の分子機構の研究は、本研究開発領域に含まれますか。
- A. 本研究開発領域では、ストレスや損傷に対する組織の適応・修復機構の解明に重点を置いています。修復の失敗という点で、ある細胞が死んだ影響がその周辺に及ぶといった話であれば、本研究開発領域の研究内容と合致しますが、一つの細胞集団内でのストレスでその細胞が死んでいくメカニズムであれば、本研究開発領域の方向性とは合致しないと考えています。